

平成24年度 第2回府中市子ども家庭支援センター運営協議会議事録

日時 平成25年2月7日(木) 午後2時～4時

会場 府中市子ども家庭支援センター「たっち」ミーティングルーム

出席者 委員側 西郷会長、桑田委員、原委員、大伴委員、中田委員、眞嶋委員、藤田委員、肥後委員、月岡委員(9名)

事務局側 子育て支援課長、子育て支援課長補佐、子ども家庭支援センター所長、相談担当主査、子育て支援課職員、子育て支援課職員、子育て支援課職員、社会福祉法人多摩同胞会センター長、社会福祉法人多摩同胞会職員(9名)

欠席者 北島委員、河野委員、鳥海委員、横道委員、大津委員、内田委員(6人)

○事務局 本日は出席ありがとうございます。開会に先立ちまして、本日の出席状況を報告します。欠席者は委員、委員、委員、委員、委員、委員の6名です。

続きまして、本日の資料の確認です。「次第」、「席次表」、「府中市子ども家庭支援センター運営協議会委員名簿」、資料1「平成23年度・24年度府中市子ども家庭支援センター事業実績」。資料2として「府中市育児支援家庭訪問事業における学生訪問員の導入について」、資料3として「トワイライトステイ事業の変更について」、資料4「F u - C H Uこそだてサイト“ふわっと”」になります。資料に不足はありますか。では、会長に進行をお願いいたします。

○会長 では、第2回目ということで、今年度これで最終回ということになりますけれども、運営協議会をよろしくをお願いいたします。

それでは、まず次第2のところ、「会議の傍聴について」ですが、事務局のほうからご説明をお願いします。

○事務局 それでは、本協議会の傍聴についてですけれども、府中市附属機関の会議の公開に関する規則により、1月21日広報『ふちゅう』で募集しましたところ、応募はありませんでした。また、本日の資料及び議事録につきましては、市のホームページと市政情報公開室で公開いたしますのでご了承ください。先ほど、ご報告を漏らしてしまったのですけれども、本日の会議は過半数を超えていますので、成立していることをご報告いたします。以上です。

○会長 では、次第3のところ、まず事業報告のほうからご説明をいただき、皆様のほうからご意見をいただきたいと思っております。

○事務局 では、事業実績のご報告をさせていただきます。資料1のとおりです。

○事務局 11番、子ども家庭サービス事業について、特にトワイライトステイ事業につきましては、12月末の実績で、利用者が約2,000人の増と増加が目立っております。

15番、総合相談事業は、資料にはございませんが、男女比は男児が多い傾向が継続しております。加えて児童虐待と養育困難が多い傾向も継続しております。養育困難はここ4年ほどは200件前後で推移をいたしております。また、内容につきまして、養育困難は経済的な困窮などの家庭環境や、保護者の方の精神疾患などが多くなっています。養育困難も不登校や虐待行為など背景が複雑で、対応に労力と時間がかかり、改善が困難なことが多く、継続ケースとなっている状況がございます。

○会長 では、事業報告についてご意見いかがでしょうか。

○委員 7番のファミリーサポートセンター事業なのですが、会員数が1,343人、これ相互のだから、この会員というのは受ける側と合計してあるということですよ。それは別々に何人かわかりますか。

○事務局 後ほど正確な数字は調べてご報告するようにいたします。大体なのですけれども、今現在300人に対して1,000人ぐらいの数字になっているかなと思います。

○委員 そうすると、実際にそういう援助をしている件数が、平均1人4回ぐらいということですかね。

○事務局 かなり個人の方によってばらつきがあるのですけれども、平均するとそういう数字になってくるかなと思います。

○委員 やっぱり何かサポートの方が少しふえるというお話をお聞きしたのですけれども、まだまだ足りないという状況ですか。

○事務局 この1月を終えて、20人ぐらいの方が登録されて、今年も順調に提供会員さんにご登録いただけているのではないかなと思っています。

○事務局 先ほどのご質問のお1人様の会員実動件数なのですけれども、4件ぐらいということなのですが、実際の提供会員さんの活動実績で見えますと、年間で14件ぐらいになるのかなと思います。

○委員 15の総合相談事業でいろいろ、育児相談、虐待、養育困難とありますけれども、例えば不登校で相談を受けて、不登校が直ったとか直らないとか、継続中だという部分ではどこかに出ているのですか。

○事務局 継続の件数という形ではこの表の中にはないのですが、年間の継続件数なのですけれども、850～900件弱が継続件数になっています。そのうちの300件ぐらいが虐待ということで、それ以外が養育困難であったり不登校であったりという形になります。不登校の件数はやっぱりふえている傾向かなというところはあるのですけれども、こちらが中学校からの相談も多くなっています。中学までになるとこちらのほうに足を運んでくれることもないので、訪問に行ったりとか、状況確認をするところと、学校と連携をしながら情報共有をしてというところになっていますので、どちらかと言うと、1回で終了というよりは、しばらく継続してというものが多くなりますので、9件のうちとか17件のうちにはほぼ継続で見守って、何かタイミングを見ながら関わっていくというところで継続になっているものは多いです。

○委員 例えば不登校が解消されたという、いわゆる結果的なものというのはなかなか出てこないのでしょうか。

○事務局 継続になっているイコール改善しないものというところになりますので、できるだけ早期のうちには不登校にならないようにというところで、小学校の低学年ぐらいから関わっていければいいかなと思うのですけれども、なかなかそこまで問題に、ネグレクトの子が多かったりするので、不登校になる前にはお母さんたちに直面しないところがあるので、改善がなかなかできない相談内容にはなっています。

○会長 教育委員会が関わっているのですよね。

○事務局 そうです。

○会長 どういう関わりですか。教育委員会のほうが軸ですか。

○事務局 教育委員会のほうは、どちらかと言うと、来てくれる方は教育相談だったり、保護者だけでやったりとかもしているのですけれども、結局、今スクールソーシャルワーカーというところで、家庭訪問も行っていただける学校の教育センターにいる方もいますので、そちらの方と連携しながらと、あと、学校と情報共有をしながらというところでやっていますので、スクールソーシャルワーカーのほうは、教育センターのほうはメインで動いています。

○会長 昔、通級指導学級とか通所のところもあったのですよね。

○事務局 ありますけれども、この前聞いたら10何人ぐらい通っている感じですかね。そこに行ければいいという形のお子さん多数いらっしゃると思いますので、まず元気に来ていただいて、そうすると何と

か高校に行けるといってお子さんもいらっしゃると思いますので、けやきのほうに来ていただいたりということで、こちらのほうもご案内をしているのですが、そこにもなかなか行けない子というのは多いかなと思います。

○**会長** この件数と要保護児童対策地域協議会で件数とは一緒ですか。別ですかね。つまり、教育委員会のほうに入っている相談と、総合相談に入ってくる相談というのはリンクしているのか、全く別カウントなのかということですか。

○**事務局** 教育委員会と別カウントで、こちらのほうの主導でとっていますので、別の形になります。

○**会長** ということは、要保護児童対策地域協議会で議論をして認識しているケースのところは、教育委員会からのアプローチはないということになってしまうのですか。

○**事務局** 別メンバーなのですけれども、リンクしています。

○**会長** そうですよ。なので、ダブルカウントになっているところもあるし…。

○**事務局** 別々で対応して、必要時連携してやっていくという形になっています。

○**会長** そろそろ虐待の相談件数を減らさなければいけない段階ですよ。そのためにはどうするのかということ、今度、2年後に子ども子育て支援の事業計画を立てられると思うので、ほかの事業も含めて総体でどうやって縮小していくのかという具体的な成果、政策評価が去年の今ぐらいに内閣府のほうから出ましたよね。府中のように乳児家庭全戸訪問事業とか、養育支援訪問事業とかやっているところは、比較的低年齢児については虐待が減っているという結果が出ているのです。だから、多分ちゃんと集計をすると、府中も減っているのではないかな。0、1（歳）とかそこら辺低いところは。ただ、上のほうについては具体的な手だてがなかなかないので、全国的にも減りにくいという状況があると。ただし、深刻ケースについては伸びを抑制できているということも、地域によっては若干下げているところも効果として出ているので、府中も、どうやって見ていけばいいのかの工夫はあるものの、多分下がっているのではないかなと思います。これだけ人的に、ないしは施設的にも投下されているので、それを見せてもらおうと、今の委員のように多分市民の方たちはいっぱい投下しているけれども、全然変わっていないのではないかなと思われていると思うけれども、多分減っている部分があると思うのです。ちょっと見せ方とかの問題が1つあると思うので、ご検討いただくと、より市民にとってわかりやすいものになるかなと思います。

もう1つは、虐待の予防、つまり虐待の発生予防です。1次予防、2次予防、3次予防のうちの1次予防の発生予防のところについては、虐待に対応しているワーカーとか保健師さんたちではとめられないのです。つまり、児童館とか今ご紹介があったひろば事業とか、どちらかというそっちのほうで発生予防が担当できると。だけれども、そっちのほうの担当している方は、一般的には虐待の防止についての専門性がやや弱いという方も多かったです。虐待が予防できる部分で、虐待の予防がなかなかできにくいという事態が起こっているのです。なので、そこの工夫は協働という形で、ご検討いただければいいかなとは思っています。

○**委員** リフレッシュ保育なのですけれども、人に自分の子どもを預けるというのは、すんなり預けられる人と抵抗がある人と分けられると思います。預けるのに抵抗がある人のほうが、どちらかという全部1人でやろうと思って頑張ってしまうようなところがあって、それが極端な話、虐待に走ってしまったりする原因があるので、預けることは悪いことではないし、プロの方が相手をしてくださって、そこはそこですごく楽しい時間を友達と過ごすので、悪いだけではないよということをお伝えする意味でもお試し券的なもの、みんな気軽に1回預けてみてよというようなものがあったらいいのかなと思いました。

○**会長** 世田谷が一時保育ではないけれども、さんさんサポートとかやっていて、3カ月までのお子さんがある家庭に3回まではヘルパーさんがただで行くという。利用のしやすさを理解してもらって、必

要な人には今後利用してもらおうと。

○委員 私どもの立場は、多摩地域のいろいろな市を転勤するところがあるので、かなり地域によって、エリアによっては虐待と捉えるところの線引きのところの感じ方が違うエリアもあったりするものから、その政策評価の話とマッチングしてくる話だと思うのですが、やればやるだけ、そしてきめ細かに、例えば母子保健の部分でスクリーニング等をやれば、以前に比べると要支援者なり要保護者という人の割合がどんどんふえてきているのが現状なので、検証をやれば半分近くが支援が必要な人としてみなされたりしますと、今度はそれをどういうふうに整理をしていくのかという時期を、もしかしたら迎えているのかなということとあわせて、概念整理が進んできたという意味で言えば、発達障害に関する部分がかかなり整理をされてきたところでもあるので、発達の課題を抱えたお母様に育てられていらっしゃるお子さんの問題は、以前は特に虐待としては取り扱われなかったのが、今は要支援が必要な、もしかしたら虐待の周辺にいる、虐待予防のところのアプローチとして考えなくてはいけない部分があるので、先ほどの会長からのご提案があった部分は本当にそうだなと思いつつ、難しいなと思いました。

○会長 趣旨は、虐待とはどんなものかという、昔ながらのしつけとどう違うのかとか、そこら辺がわかるようになってきていて、通報・通告がふえるということはあるわけです。ただ、そういうのがあるながら、乳児家庭全戸訪問事業で、要は虐待ケースにならない前に発見をして、ケアが入っていると、それは虐待相談にならないのです。なので、そういう意味での虐待相談が減って、つまり把握している層はふえているのだけれども、それが虐待に全て移行しないようにだんだんなりつつあるので、そこはすごいでしょうということをやってらっしゃっていて、効果が完全に上がっているかどうかはなかなか難しく、アメリカでも調査がいろいろあって、アメリカは減っているという話もあるけれども、それは減っているのではないのじゃないという話もあるけれども、でも、言えることはきちんとやっていったほうがいいのではないかなと。今の委員のお話から言うと、もっと予防がこれから焦点になってくるのかな。危機管理の方も今後も続けながら、予防のところをきちんとやっていかないと、例えば精神障害の親が育てている子どもたちに対して、調査として福祉系のワーカーはどちらかという分けとていうか、親子分離を大原則にするアプローチになったりする傾向にあるのだけれども、一定程度家庭での生活を続行させる判断と、やっぱりちょっとずつ違ったりするので、そういった予防へのアプローチの違いの調整なんかもしなければいけないと思うのですけれども、本当の発生予防、いわゆるみんなこういうところに集まって楽しく過ごせば、一般的には発生予防になるという、広い意味での発生予防ではなくて、もっと狭い意味での発生予防のところを力を入れていくと、大分変わっていくのかなという期待があるという趣旨です。

○委員 いろいろな事情を抱えたご家庭の方が訪ねてくるので、連携をとっている点ではすごく効果があるかなと思います。子ども家庭サービス事業というところの見方を教えていただけたらなと思うのですけれども。これはステイ型の利用者が減って、母子緊急がふえているということは、これをどういうふうに見たらいいのでしょうか。23年度と24年度の実績から見たら、デイケアとかショートステイというのは減る傾向にあるのだけれども、緊急一時保護の利用者がふえているという。

○事務局 まず、母子緊急一時保護なのですけれども、市で行っている事業でございます。内容につきましては、家庭内のトラブルにより帰る家がないような母子または父子もまれに含むのですけれども、その方に一時的にその場所に入っただけという事業になるのですけれども、その数字的なものがここで伸びたのかといいますと、非常に読みづらいというか、波がすごく大きくある事業でございます。なので、22年度ですと136件ということで、大きく波がある事業となっております。なので、ここで急にふえたというよりは、そういうふうに捉えていただければと思います。

○事務局 母児ショートステイと母児デイケアは、産後6カ月までのお母さんとお子さんが助産院のよ

うなところで少し休むというような事業になるのですけれども、先ほどから虐待が減るのではないかと、層が保健センターのほうに行くというところとちょっとかぶってくるのですけれども、保健センターのほうで全戸訪問に加えて、去年から産後のうつ症状というところを、産後うつのスクリーニングを始めたのと、1歳未満までのお母さんに、不安があるお母さんにクリニックを始めてくださったのです。こちらの事業というのはキャッチしてもらうのは保健センターで、保健センターのほうでそれを本当に虐待に移行する前にキャッチして支援をしていただいているというので数が、今年は伸びが悪いのかなと思っております。

あと、親支援事業の1番目のプアマネグループというのは、保健センターのほうから育児不安のお母さんが来て、グループワークを行うという事業をやっているのですが、保健センターのグループで、お母さんが育児不安でとどまって、「たち」の支援まではいかずにという方が増えているので、こういう数字になっているかなというところで、すみ分け的に保健センターのほうでとどまっていられる方が増えたのかなというのは感じるところです。

○委員 ひろば事業をやっているのですけれども、やっぱりお母さんたち、子どもと2人きりで家にいられないという方がすごく多くて、だからひろばに来るのだと。お母さん同士で話をしたりとか、先生に話を聞いてもらって、子どもと少し距離を置くことで、お母さん自身の気持ちが安定していられるのだというお母さんも多いですし、育てにくいお子さんを抱えている家庭もありまして、そういったところでは「たち」の方に連絡したりとか、それから保健師さんに連絡をしながら見守っていくという態勢はできているのかなと思っています。その点では連携がとりやすい関係にいるというところは、お母さんたちにも安心なのかなと思うのですが、ひろばとかに出てこられない人たちの支援というところが、課題なのかなと思っています。

○事務局 会長に、ある程度やっているものをしっかり市としても見せていくべきだのご意見いただいたのですが、今、市のほうとしては、全体的な虐待の件数は増加、増えていることに対して悪いことではないと考えています。具体的には今、委員がお話くださったように、子育てひろばですとか、地域の中で要するに虐待までいかない育児不安をいかに吸収して、そこで解決していこうかと、そのような形で事業展開をしています。そうは言いながら児童虐待です。そのこの部分の状況が見え隠れする部分は「たち」のほうに情報をつないでいただいて、児童虐待という形で対応していくという形が、今、一応全体のところになっていますので、指標としてもそれぞれの発生予防になるところの育児不安の部分の件数がふえること、「たち」のその部分の件数がある程度少なくなりながらも、児童虐待の件数がふえていくということは、今までのように、先ほど委員さんからお話があったように、これ虐待ではないなと思ったものが、とりあえず連絡してみようという状況とつなぐことは逆にいいことなのではないのかなと市は判断したような形で、事業展開をしているところでございます。

○会長 通報・通告の話と整理したほうがいいとは思いますが、ケアの話と。通報・通告については、よりしやすいようにしていったほうがいいとは思いますが、例えばこれで言うと、どういう定義で仕分けがされているか詳しくは存じ上げませんが、児童虐待の件数と養育困難と分けてあって、養育困難家庭としてきちんと捉えて支援をする層が多くて、児童虐待になっている層が減っていったほうがいいですね。今、逆のことをおっしゃいましたよね、違いましたか。つまり、養育困難が減って、児童虐待のカウントがふえたほうがいいと。

○事務局 地域の中で発生予防の整理がきちんとできていけば、「たち」の養育困難の相談は減っていくのかなと考えています。そこは地域で吸収ができて、児童虐待の部分の相談が、もう少し地域に児童虐待の認知が広がってくる、自分自身がその不安が出てくるという状況で、「たち」にその状況をつないでいくという状況ですみ分けができるかなと。

○**会長** 課ごとの整理ではない話をしていて、例えば養育困難で保健師さんが支援をされているところもあるだろうし、教育委員会が主に入っているところもあるので、子ども家庭支援センターの役割としては、その役割の位置によってはそういう話になるのかもしれませんが、市全体の政策としての話を申し上げているのです。要は養育困難家庭をより多く捉えて、早く介入をして、虐待とかに上がっていくことを減らすということが大原則になるという話なので、子ども家庭支援センターだけの話ではないといえるのです。なので、子ども家庭支援センターの話だけということになると、どういうふうに整理すればいいのかは、私も全体像が見えていないので何とも言えないのですけれども。

国の政策評価も、要は社会的養護の関係の人たちは、とても簡単に言うと頑張っている仕事をしていて、虐待の継続ケースについても、それ以上の悪化はとめられているしとか、それから保健師さんたちが中心にかかわっていらっしゃる乳児家庭全戸訪問事業と、あわせて療育支援保護事業を両方ともやっている自治体は、傾向としてだけれども0歳、1歳ぐらいの虐待件数は減っていますということを言っているのです。ただ、養育困難家庭としての把握はふえているわけです。なので、そういう構造が本当はあるべきなのではないかなという話なので、1つ1つの課ごとでどういうふうにそれを整理して、分担していけばいいのかというのは、今は私の頭の中ではちゃんと整理ができていないのです。府中がどうふうに分担されているのかもわからないので。

○**事務局** 私たちみんなの取り組みが、虐待予防であったり、重度化防止にどういう数字で見ているかということと、見せ方というところで参考になったので、過去のデータと先生と相談させていただきながら見ようかと思うのですが、あと、委員のほうから、やっぱり出てこないところが問題であったというところで、私たちがプロの通報を、把握している通報よりももうちょっと心配な子がどこかにいるのかもしれない、それを拾い上げるというところで虐待の数がふえていくのかもしれないということと、一概にこれを数字が減っているところで見ているのかなというところが、いつもジレンマになるので、そこを課長のほうが言ったのかなと思うのです。まだ把握しきれていないそこを周知して上げてもらう。そうすると虐待の件数は上がるし、それは把握できなかったところが把握できてよかったと思うところもあるし、0、1（歳）というところで、今まで年齢を区切って考えるということがなかったもので、それは視点を入れてみると、もしかしたら、よく皆さんと連携ができて取り組んでいますので、もしかしたら数字的に下がっているのかもしれないなというのは、いいなというところもあるのですけれども、そういう形でいろいろ考えていきたいと思います。

○**委員** 1つ、課長のほうからお話があった、地域の中で解決という言葉があったのですが、社会福祉協議会としての立場でお話させていただきますと、まず虐待であれ、養育困難であれ、中にはお子さん自身の発達にいろいろ問題があって、その中で悩まれたり、それが虐待につながっていったりとか、いろいろな点があるとは思いますが、やはりどんな場合でも、今、自治会の関係の仕事でいろいろやっているのですが、自治会だとすごく高齢の方がいっぱい。府中の中でも小さい自治会、幾つもの自治会があるのですが、その中には子どもがいないという自治会もあって、その中で子どもが引っ越してきたところがあったりして、地域に活気がついてきたと。

例えば、お母さん、周りに子どもはいないのだけれども、近所の方が子育てどうなのとか聞くと、始めはかたかった、引っ越してきた方がすごく地域になじんできてくれたり、何かあったら言いなよ、預かるから、買い物行くぐらいなら預かるから言いなよというのと、全然違ってくるというのがあって、まず基本は、専門的なあれがあるのでしょうけれども、高齢だろうが障害であろうが関係なく、地域の中で解決できるもの、発見できるものは、まずそういうふうにつくっていかなくてはいけないなということと、もう1点は、そこから上がってきた、例えば虐待のケースにしても、あとは特にさっき言いました療育の中での相談件数というのは、虐待の件数はわからないのですけれども、府中、かなり上がって

きていると思うのです、周りの職場、ああいうところとか。1歳半健診とか、発見と言っては表現がおかしいのかもしれないのですけれども、多分府中は多摩地区の中でかなり高いはずなのです。

そして、それでもいろいろな相談件数だとかもかなり上がってきている部分があるし、その中で支援だとかもかなり進んできていて、虐待防止をいろいろ進めたりとか、親同士で子育てをしている中で、悩んでいる者同士の集まりができていっている部分があるので、まず地域、そしてさまざまな専門機関同士のつながりというのが、府中は以前に比べて随分できてきたと思うのですが、もう少しその辺を強くしていく形がとれば、先ほど言ったような虐待も防げるでしょうし。

あと、養育困難の中で、不登校の話もちよっとありましたけれども、多分いろいろなタイプのお子さんがいて、そこに至るまでにはいろいろ自分自身で頑張ってきた、だけど、もうだめだというケースもあるというふうに聞いていますし、見たケースもあります。ですから、そこにならない、それが予防だと思うのですけれども、それが教育のほうだとか、子育てをしている時間だとか、支援をしていくとか、もう少し強くなれば随分減ってくるのでは、本当の意味で減ってくるのではないかと。

○会長 でも、三角形が一番層として大きいところは住民の方たちと一般の家庭で、その人たち相互の協力のし合いで、まずは生活が安定し、そこでうまくいかないとひろばなどを活用する中で、簡単な相談なんかを受けてもらい、そこでちょっと難しそうだなという場合になると、専門家の方たちが支援をしていって、有効な過程として訪問事業なども行われるというきちんとした三角形が機能すれば、虐待児が本当に減ってくるのではないかなと思うわけです。

例えば、ひろばとかにこない人たちも3種類いると思うのです。特に大きな問題はなくて、でも来ない。何かあったら困ってしまうかもしれないという方もいらっしゃるだろうし、あと、特に大きな問題はないのだけれども、ちょっと問題の芽が出つつあるみたいなのところもあるだろうし、一般家庭の中でややグレーゾーン的な人たちもいると思うのです。全く元気な人もいるかもしれない。ちょっとグレーゾーン、そして、まさに虐待とか困難家庭とかで来ない人たちもいると思うのです。なので、来ない人たちのどこの層に入っていくかで入り方が違う、入っていく人も違うと思うので、それぞれを準備しなければいけない。困難家庭用の人というとな変ですけども、簡単に言えば専門家ないしはヘルパーさんでしょうけれども、結構うまく入りつつあると思うので、そうするとグレーのところ、全く元気であれば別に来ていなくたってそれは自由さというところがありますから、まずグレーのところをどうするかというところが課題としてあるのかなと思って伺っていました。

○委員 男女共同参画の中でも、今子育て支援というのが本当に重要な課題になってきている状況なので、今、親支援事業であるとか、そういうところにおいて連携をとって、いろいろなことができていったらいいのかなと、子育て支援課さんと一緒に事業とかができればいいのかなと思っております。

○会長 (2)ということで、また、ご説明をお願いします。

○事務局 それでは、育児支援家庭訪問事業における学生訪問員の導入について、資料2に沿ってご説明させていただきます。

こちらの対象は、相談員が相談を継続している方が対象になりまして、期限を決めて提供しているサービスで、一般には周知していないサービスになります。

このサービスなのですが、主に保護者支援です。お子さんへの対応がわからなくてというので、期限を決めて具体的に家でお子さんがだだをこねたときに、どういうふうに対応するかとか、その都度お母さんに保育士を派遣して、対応を学んでいただいたり、あと、就学前のお子さんになかなか遊んでもらえないというところで、大人とのかかわりとか、社会性というところで、お子さんには遊び等でかかわっている支援になっている現状です。

そのため、小学校から思春期に向けての子ども自身への支援がないということが課題となっております。子どもにとって年の近い、年上のできれば同性の大学生等に触れ合う機会を持って、自分の成長のイメージですとか、あとは思春期や青年期に友人との関係の中で、会話に入っていけるような情報の部分を提供してもらおうというところを目指しています。

学生訪問員は一応、要件としましては、児童福祉とか心理学、教育学等を学ぶ児童福祉とか児童教育に関心のある大学生及び大学院生としております。

募集の仕方なのですけれども、「たち」の事業にご助言等いただいている大学の教授の方に紹介していただく形で募集を行っております。かなり不安定な家庭のお子さんになりますので、学生さんの意欲だけではなくて、ストレスの対応力等も考慮していただいて、学生さんにはお声をかけていただければということで、ちょっと閉じた形で募集をさせていただいている形になります。

応募があった学生に対して、子ども家庭支援センターが行うオリエンテーション、面談とか、あと研修終了後、育児支援家庭訪問員として登録して活動していただきます。

活動内容については、遊んでいただいたり、学習支援、子どもの話し相手、相談相手、あとは思春期とか青年期に必要と思われる社会的情報の提供というところで、ネグレクトですと、女の子でおしゃれだったりとか、全然構ってもらえないまま服装が浮いている子がいらっしゃるの、こんなものを選んだらいいとか、そういうようなところの情報提供を話しながらできればいいかなというふうに思っております。

頻度としてはおおむね月2回、1回2時間程度、場所は自宅か学校とか子ども家庭支援センター等公共施設などで実施する予定ですが、始められるまで、できるだけ子ども家庭支援センターのこの場所でお子さんを見ていただいて、相談員の目の届く範囲で相談に乗りながらというところで開始したいと思っております。

1家庭に、原則2人の学生訪問員で対応して、担当相談員等入って3人でどうしていこうかというところを話していければと思っております。

活動するに当たっては、担当相談員からケースの概要の情報提供を受けて、訪問の依頼内容を理解し、活動を実施していただきたいと思っております。

あと、学生訪問員のメンタルケアも含めて、活動は担当相談員に活動の報告を行って情報共有をしていきたいと思っております。

現在なのですが、4名の女子学生から申し込みがあって、3月にグループ研修等研修を行っていきます。

○**会長** 何かご質問ございますでしょうか。

○**委員** 想定されている年齢というのは、上は18歳未満みたいなイメージですか。

○**事務局** 小学校から18歳まで必要であればというところで考えております。

○**委員** 実施は次年度という形でいいのですか。

○**事務局** できれば1名、男の子で早目に導入したいお子さんがいらっしゃるの、お母さんたちの同意を得てからなのですが、3月中に1件訪問、導入できればと考えております。

○**委員** もしご相談させていただきたいとしたら、どちらに言ったらいいでしょうか。

○**事務局** どちらでも大丈夫なのですが、ケースがわかっていないと、なかなか学生訪問員さんのフォローもできないものですから、できるだけ親御さんとかお子さんと面談ができた関係なので入れていきたいかなと思っております。

○**会長** いかがでしょうか。これ去年というか、年度でいうと今年度に制度化された制度を使っているわけではないのですね。

○事務局 ではないです。

○会長 要は国のお金を使っていない、独自事業ですか。

○事務局 発想は独自なのですが、東京都とか国がその他創意工夫ということで、いろいろな補助金のつけ方をしてくださっているので、その中で少しだけ提案はしているところです。

○会長 世田谷が似たようなことをやっていて、それをもとに国が今年度制度化を一応したのですよね。それではなくて…。

○事務局 参考にはさせていただいております。かなり労力とお金がかかる事業なので、そこに向かいきれなかった感じではあります。

○会長 今すぐは必要ないと思うけれども、ここは比較的乳幼児が、ないしは親が集まる場所ですよ。大きい子どもさんが利用するときに、ご自宅だったらまた話は違うけれども、どこかに集まってということになると、児童館とか青少年関係の施設のほうがいいですよ。

○事務局 一部は児童館とか文化センターのほうで育児支援をやっているお子さんもいるので、そこはどこの場所がその子にとっていいかということも、相談員の中で確認しながら提供しています。

○会長 次は、トワイライトステイの変更ということでございます。よろしく申し上げます。

○事務局 まず、資料3の1でございますが、申込方法と受付方法の変更（トワイライトステイ事業オンライン予約システム（仮称））による受付方式の導入につきましてです。これは、利用者の方の利用申し込みの利便性、公平性の確保の部分につきまして、これまでは電話、ファクスまたは保育所の窓口へ直接並ばれて予約の申し込みをされるような方もいらっしゃったのですけれども、それを平成25年度よりパソコンや携帯電話、そしてスマートフォンを用いたインターネットを活用した予約システムを確立しまして、24時間の予約受付を可能といたしました。

次に、2の利用料金、キャンセル料等につきましてです。始めに、(1)の料金関係につきまして、平成25年4月利用分から、600円を17時(5時)～19時(7時)までの基本料金といたしまして、その後は利用時間に応じて、19時01分以降30分単位で100円ずつ料金加算をすることとさせていただきます。また、送迎バス代は送迎費の事業経費の約3分の1を保護者の方にご負担をお願いし、残る3分の2を市が負担していくこととし、1回を200円とさせていただきます。

続きまして、(2)キャンセル料です。キャンセル料につきましては、トワイライトステイ事業実施施設の人員の配置、例えば保育士さん及び食材の購入、もう食材を買ってしまったとか、そういった関係上、これまでも徴収はさせていただいておりましたが、この取り扱いを整理させていただきました。具体的には資料にごございますとおり、当日13時以降のキャンセルの場合、キャンセル料が発生いたします。19時までの利用予約の方は利用料の600円、19時を超えての利用予約をされていた方は、利用料の600円と給食費の300円で合計900円、その他減免対象世帯の方、これは生活保護を受給されている方や、市民税が非課税の方などにつきましては、別紙とおりとさせていただきます。なお、これまでと同様、当日13時までのキャンセルにつきましては、キャンセル料はいただきません。

続きまして、(3)の減免対象者の拡大です。これまでは利用料の減免対象の方は、生活保護を受給されている方及び市民税が非課税の方のみでしたが、平成25年度から新たに児童扶養手当を受給されている方、ひとり親世帯の方を加えまして、減免対象者の拡充を行う予定とさせていただきます。

最後に(4)といたしまして、食事の提供につきましてです。これは食事につきまして、こちらは実施施設で出す夕食なのですが、これまで保護者の方のお迎えの時間にかかわらず、希望制で提供させていただいていたものを、今後は原則として19時を超えた場合には食事を提供させていただくこととしました。

理由といたしましては、これまでは保護者の方からの食事の申し込みがない子どもに対しては、19

時を超えた場合でも食事の提供を行っておりませんで、同じ部屋の中で食事をとっている子と、つい立があってとっていない子という形だったのです。そこで、お子さんの心身の健全な発達を考えまして、ほかのお子さんが食事をとる時間に、一緒に食事をとっていただくこととするようにさせていただきました。

続きまして、3の登録関係でございます。(1)といたしまして、二重登録についてです。これは平成25年4月から、希望者全員の方に、「しらとり」と「高倉保育所」両施設のトワイライトステイの利用ができる二重登録を可能とするものです。二重登録につきましては、平成24年度から、月利用も5日以内と比較的少ない利用者の方に限定しまして、2施設の利用登録ができるようにしておりましたが、平成24年度当初予約ができないという状況が発生してしまったため、安心してお子さんを預かることができる環境を確保するため、希望者の方全員に両施設に登録できるようにしたものです。

次に、(2)といたしまして、就労証明書についてです。これは平成24年度から、トワイライトステイ事業登録の際に、利用者の皆さんに就労証明書の提出をお願いしていたところなのでございますけれども、保育所や学童クラブを利用されている方は、内容的にも重複する部分も多いことから、平成25年度からは認可保育所、学童保育所に入所しており、市役所の別の課に既に就労証明書を提出されている方につきましては、提出書類の確認の同意をいただければ、就労証明書の提出を省略できることとしたものでございます。そのかわり、登録書の裏面に保育所の入所状況や学童クラブの利用状況、他課の就労証明書には記載されていない残業状況などのご記入をお願いすることがございます。

最後に、4のお迎え関係でございます。(1)といたしまして、お迎えがおくれた場合の取り扱いにつきましては、トワイライトステイ事業は、午後10時(夜22時)までの事業となっておりますけれども、まれに22時を超えてのお迎えとなる親御さんがいらっしゃいました。お仕事や電車の遅延などいろいろな事情はあられると思うのですが、お子さんの健全な発達のために、最大限努力したお迎えをお願いいたしますのでございます。

トワイライトステイ事業の変更につきましては、以上になります。

○委員 1ついいですか。この料金なのですが、何でこんなに細かくされたのかな。そこには何か理由があったら教えてください。

○事務局 最初に1時間単位であったのですが、その際、例えば電車がちょっとおくれて、5分もしくは3分、1分おくれてしまったといったときに、1時間おけると200円違うのです。そうするとその1分で200円という形で、現在少しおくれた方でも、今利用料金の差はないのですが、保育課がやっております延長保育などは、1分違うだけでも、極端な話になるかもしれませんけれども、泣き叫ぶ保護者の方もいらっしゃるそうです。なので、実情に応じまして、その方が使われている時間をきめ細かく価格算定いたしまして、30分単位という形で算定させていただいたものでございます。

以上です。

○委員 金額が100円ずつ上がっているという細かいのはどうしてですか。

○事務局 金額の設定の根拠につきましては、やはり世帯のご負担を考えたときに、1世帯で一定の金額以上のご負担をお願いすることはなかなか難しいであろうという算定がございました。例えば安全性の確保といったところでは、保育士さんをこれまで1名だったところを2名つけたり、施設のほうも高倉保育所さんがふえて、人数も当初から6~7倍ということになっておりまして、金額の設定については非常に苦労いたしました部分ではあるのですが、他市の例で申しますと、1日1,500~3,800円程度というのが平均的な金額になってございました。トワイライトステイ事業は26市のうち、本市を含めて6市で実施しているのですが、ほかの制度、ほかの市の状況を総合的に勘案させていただいた結果、1時間100円という形で細かい設定をさせていただくことになったものでござい

す。

○委員 予約システムが、利用するほうからすると相当簡単になったということですよ。そうすると、23年の12月でトワイライトステイ事業は5,200、24年度12月で7,000という方の延べ人数になるのでしょうか。どのぐらいふえるという予想はあるのでしょうか。

○事務局 伸び率がこの数字だけを見ても約3割強の伸びということで、23年度で7,077であったのですけれども、私どもの3月末想定といたしましては、約8,700程度、9,000人弱に至る勢いではないかと想定いたしております。こちらの7,052人はあくまでも12月末の実績でございます。

○事務局 補足させていただきますが、利用状況はいつか低迷したのですけれども、去年度から状況としてはふえています。実はこの値上げを25年度から実施しまして、先ほど30分単位という部分なのですが、もう1つのねらいとしては、親御さんになるべく早く帰ってきていただきたいのだという心理の影響、我々としては動機づけになるのではないのかなというところがもう1つあります。

今までは10時まで預けても600円、全部で1,000円という形になるのですけれども、7時30分で迎えに来て1,000円という形ですので、一刻でも早く帰っていただくという動機づけがあります。それとあわせて、今までは同じ料金だったのですけれども、その料金の上限が今までよりも確実にそれぞれの親御さんの負担がふえますので、利用状況が少し変わってくるかなということも想定の中に入っておりますので、状況の中でこのまま、今のような状況で伸びていくかということは、来年度、値上げの状況を見ないとまだ何とも言えないのかなと思っております。

○委員 これは伸びたほうがいいのか、減ったほうがいいのか。

○事務局 きのうもある会議のところ、委員さんからご指摘をいただいたのですが、トワイライトステイ事業、または病児保育事業、本当に子どものための事業かという委員さんからのご指摘をいただきました。本当に子どもは楽しくそこを利用しているのだろうかということでございますので、そうは言いつつも、実際の子育て支援は親支援という言葉もございまして、今の親御さんが残業を断って帰ったら、解雇されてしまうという声がございます。やはりニーズの中でできることをやっていかなければならないのかなと思っております。

もう1つ、トワイライトステイ事業は、実際の利用状況で見ますと、小学校1年生の利用が圧倒的に多いです。これがよく世に言う「小1の壁」という、小学校1年生に上がったときに、子育て支援策がぐっと少なくなってしまうために、ここまでは勤めてこられたけれども、もうこれ以上勤められないということが、ある程度そのところに緩和ができています事業かなと考えています。

○会長 では、4番目に入りたいと思います。

○事務局 それでは4、協議事項、(1)子ども家庭支援センター「たち」への子育て情報閲覧用パソコンの導入についてです。

F u - C H Uこそだてサイトにつきましては、昨年6月のサイト開設以来、去る11月21日に市民公募により、愛称が「ふわっと」に決定いたしました。

それにあわせて、私ども「たち」へも「ふわっと」を含めました子育て情報閲覧用のパソコンを導入する準備を進めておまして、今年度中の「たち」への導入が想定されております。

そのような中、1点目としまして、インターネット上にはアダルトサイトなど有害なサイトが多数存在しますことから、一定のフィルタリングを行うことを考えてございます。しかしながら、セキュリティレベルを高く設定すればするほど、表示できるホームページが制限され、閲覧できないホームページが出てくる場合も想定されます。

そこで、委員の皆様、フィルタリングの方法についてご意見を頂戴できればと思っております。

次に、2点目としまして置き場所についてでございます。現在、置き場所につきましては2つの候補がございまして、1つ目は、皆様が入ってきていただいたときの情報コーナーです。そこには一応3台までパソコンが配置できるようになっておるのですが、カウンターから見ますと死角になっていて、利用者の方の利用状況などを確認しづらいという問題点がございまして。

また2つ目の候補地としましては、カウンター横の受付スペースです。ここはカウンターの目の前で、職員の目が届くには届くのですが、カウンターの構造上、椅子を設置することが難しいという課題がございまして。

そこで委員の皆様にお諮りしたいのが、パソコンの置き場所について、他の場所も含めましたご意見をいただければと思っております。

最後に3点目といたしまして、パソコン利用の時間制限を設けるか否かについてご意見をいただければと思っております。

○**会長** 3つありまして、フィルタリングのお話と場所と時間制限ということでしたけれども、いかがでしょうか。

○**委員** 私は、ルミエールの図書館で使ったりするのですが、そこで自分のホームページが見られないということがあります。そんな私、有害なものをつくったことはないのに、何で見られないのか。例えばお酒とかそういう言葉が入るともうだめなのです。でも、さっきおっしゃっていたようなことはやっぱりかける必要があると思うので、お酒とかはかけないでいただきたいと思います。

○**委員** やっぱり時間制限は必要かなと私は思います。2時間とかちょっと多目に見て。普通は2時間も要らないですからね。だけど、2時間とか制限するといいいのかなと思います。

○**委員** 1台なのですね。2台ぐらいは欲しいですね。

それともう1つ、窓みたいなカウンター式のところがありますよね。ここを出て窓というか、外側から見えるところがありますよね。

○**事務局** 情報コーナーの一番左下ですね。

○**委員** それとか、その筋であった突き当たりとか。やっぱり見えないところというのはよくないような気はします。お母さんが夢中になって、子どもさんがどこかに行ってしまうとか、そういうことも困るので、やっぱり見えたところのほうがいいのではないかなと思いました。

○**委員** やっぱり本のところのコーナーは死角になるので、ちょっとだめだと思います。誰が座っているとか、今、どこのお子さんがどれかというのもわかりにくいので、ある程度視界に入って、でも、カウンターだとやっぱり出口までが近いので、やっている間に逃走する子も中には出てきそうな気がするのです。ぷらぷらしているのをちゃんと職員が目で追えるように、今、委員が言ったように、ガラスのところをある程度場所をあけてとか。

○**事務局** 電子レンジが置いてあるところ。

○**委員** 画面もカウンターから、画面も逆向きに。ガラスのほうを向きながらパソコンを開いて検索できれば、そのほうが画面も、そんなちらちら見ることはないと思うのですが、一応変なのを検索しないというのもチェックできない可能性もあるし、子どもも安全に…。

○**事務局** 窓口から画面の中身が見えるわけですね。

○**委員** 監視までいかななくても、画面の後ろから見えると思ったら、ちゃんと調べたいものを調べてくれると思うので。

○**委員** それから、後ろから見られている。見る側も楽ですよ、顔、目を合すよりは、後ろから今、使われているみたい感じで確認もとりやすいのではないかなと思うのです。

○**会長** 後ろに人が通る、職員の方がいつも見ていなくても、人が通っているとそれだけで抑制の効果

はありますよね。ちょっと怪しいと思って、職員の人が見に行くということもできますよね。利用時間とかはどうですか。

○委員 利用時間、調べるだけであれば30分程度でもよろしいのではないのですかね。あまり長いと子どもをほっておいているのだったら、気づいたときに子どもがいないというわけにはいかないでしょうから、本当に調べてどこか行くのだったら自分でやってよという感じで。フィルターのところは、府中の、要するにここのサポートですから、がんじがらめにしてもいいのではないですか。そこは自分でスマホでもやってという話で済むでしょうから。

○会長 多分強弱も、濃淡が多分違うと思うのです。皆さんのイメージで。全く子育て支援とか、子ども環境、子ども教育とか保健とか以外は見なくていいというような設定の仕方もあるかもしれないし、幅は幾らでも広げられて、有害サイトはなしにしても。いかがですか。

○委員 今、パソコンを導入されようとしている意味は、携帯もスマートフォンもインターネット等もお持ちでなくて、いわゆる情報格差というか、そこの方たちに対する提供としてパソコンを置こうということなのでしょうか。

○事務局 子ども家庭支援センターの使命の1つとして、子育て情報の提供というのが大事な使命の1つになっています。その中の事業の一環として、情報提供、ツールとしてパソコンを置いて、その部分を情報提供していこうということで、実は「たち」創設以来からの悲願なのです。それで、ことしの6月から、府中市の子育てサイトをつくり上げることができたものですので、そこを活用しながら情報提供をしていこうというある程度の構築ができたので、ここでやっていくという形で、あくまでも、ご指摘のように情報格差というところの中では、実は府中市のほうではITサロンという形で、文化センターですとかいろいろなところにパソコンを置いて、各ご家庭にはパソコンがないので、そこにも補完しましょうという事業は府中市のほうとしてはある程度収束して、子育て家庭に対しましては、まだまだスマホが完全に整備されている状況ではない状況でありますので、子育て情報を積極的に提供していくために、ここのパソコンにおいて情報提供をしていこうというために置いていこうという経過でございます。形はノートパソコンを考えています。

○委員 「ふわっと」が出たのでちょっとお聞きしたいのですけれども、このサイトに掲示してあるのが、子育て支援課を中心にしても行政のものがやはりメインで、民間のものがなかなか載っていないと思うのですけれども、例えば子育てひろばを検索すると、「たち」「しらとり」「ポップコーン」「まひろば」「ベビカフェ」は出るのですけれども、ほかの民間の広場は全然でないのですけれども、これはなぜですか。

○事務局 実はもう少しいろいろなひろば、民間さんがやっているひろばも全部リンクさせて、可能であれば、その開催曜日ですとか状況を情報提供していくように作り込んでいきたいと考えているのですが、今、実は地図のデータがなかなかそれぞれのパソコンで見られる精度によって、最新の精度でないとなかなかうまくヒットできない状況が最近になってわかってきたのです。そこを今整備しながらやっているところですので、ちょっとマップの部分がおくれているかなというのが、現実の中ではございます。

○会長 いかがですか。ここは市民公募の2人にどんどん言っていただくわけですがけれども、よろしいですか。

○委員 やっぱり今、サイトが出てきたりとか、みんな申し込みとかも携帯でできるようになったりとか、使いこなしているお母さん、ふえているのも事実なのですけれども、やっぱりそういうのに疎いお母さんはいるのですね。そういう情報が届きにくいお母さんに対して、紙もので掲示なのですけれども、府中市の子育てマップ、あの小さい版で、もうB5サイズでいいので、市内の子育て支援のマップと相談

窓口、「たち」の番号と保健センターの番号でもいいので、ラミネートしたものを、スーパーさんに協力をお願いして貼ってもらえないかなと思いました。

○**会長** では、4点目まで行きましたので、5点目、情報交換ということですが、何か皆様のほうから情報等、ご意見等あればお願いしたいと思います。

○**委員** 私、1月18日に、日本子育て応援団主催の子ども子育て会議の模擬というのを見てきました。府中市では、子ども子育て会議という部分について、積極的に取り入れるつもりなのか、今、既存として、もうあるからやらないのか、そういうことは今の時点ではわからないですかね。

○**事務局** まだ検討はしておりません。まだしていない状況です。

○**委員** 子ども子育て会議については、当事者の意見が反映されるようなことが行政で行われるようになるというと思うのですが、さまざまな問題があるということはそのときに気がついたのですが。もう1点、その午後にあったパネルディスカッションの中で、箕面の市長さんと千葉の流山市の市長さんが来られて、実際に自分のところでどういうことをやっているか、子育てに関する話をなされたのがすごく興味深いので、少しだけお話をさせてください。

1つは、大阪の箕面市の場合は、市長さんが子ども部というのをつくられて、日本の場合は縦割りで、幼稚園の管轄と保育園の管轄が違いますよね。それを子ども部ということで1つにされたのです。やっぱり箕面市もほかと一緒に、物すごく保育園が足らなくて、待機児童も多かったそうです。それをどうしたらいいかというときに、両方のことの情報が入ってくるので、それを見たときに、今足りないのを保育園をつくるのではなくて、幼稚園にお願いできないかということで聞いたら、長く延長してできますよという話があったらしいのです。特徴を考えると保育園というのは、親御さんの収入で変わりますよね。ところが、幼稚園の場合は、親の収入に関係なく金額を払うということで、たまたま延長するということに、待機児童関係、どういうふうになったかわかりませんが、全部入って1年で解消したとお話をしていたのです。

それから、流山市さんのほうは何をしたかということ、保育園が市内にいっぱいあるのに、駅に近い保育園は満床なのに、駅から遠い保育園はまだあいていたということで、そういう中でバスを走らせて、要は駅のところにお子さんを置いていったら、その中継地点からバスで遠くの保育園へ送る。また、夜の時間、親御さんが戻ってきたら、駅のところへお子さんを連れてくるということをやっていたらいいですね。すぐにできることではないですが、ぜひともこういう会議とかあったらお出かけいただければうれしいなと思いました。

○**事務局** 先ほどの委員のご質問、子ども子育て応援団をつくる方向性があるのかと私は認識してしまっていたのですが、この子育て会議。申しわけございません。次年度に向けて条例設置の方向性で、今、内部のほうでは調整しているところでございます。

今の委員のご質問のように、来年度以降事業計画を、これは義務でつくっていかねばなりませんので、その中で潜在ニーズも含めて、府中市はそういう利用をどのぐらい望んでいるのだろうということを考えていきながら、一応、地域の基盤、今までと大きく違うところは、ある程度地域を区切りながらその部分の計画性をつくっていくということが、今、府中市のほうでこれから計画としてやっていかねばならないので、その中で今、委員さんのお話のように手法として、どういうふうにしてその問題解決ができるだろうかという計画をつくっていくようになるだろうと考えます。

○**会長** 来年度と再来年度でつくっていくことになりますよね。

では、第2回の運営協議会をこれで終了させていただきたいと思います。お忙しいところありがとうございました。